

Amagasaki Grow Action Point (アマガサキ・グロウ・アクション・ポイント) 事業運営業務等
企画提案募集要項

1 趣旨

兵庫県及び尼崎市の創業の機運を高め、人と人との交流を促進させ起業家等の発掘・育成等を支援する。また、尼崎市で「ものづくりスタートアップ発掘・支援拠点」の設置及び「リスクリング事業を推進」することに伴い、アビーズを創業と学びの交流拠点とし、スタートアップ発掘・支援拠点並びにリスクリング事業へ人材を流動させるとともにリスクリング、リカレント教育を推進させることを目的に事業を運営する者を選定するため、事業の企画提案を募集する。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと
- (3) 兵庫県、尼崎市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (5) 兵庫県が賦課徴収するすべての県税、尼崎市税及び消費税並びに地方消費税等についての未納のない団体等であること。並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 事業の実施にあたり、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）との打合せなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

3 業務要件

施設運営管理業務等仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であり、機構が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託料

11,300千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(2) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、業務の履行状況が良好であった場合に限り、令和7年度についても、随意契約を行う。その場合、契約は1年度ごとに締結するものとし、委託料は、機構の当該年度の予算の範囲内とする。

(3) その他

再委託は原則禁止とする。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ機構と協議し、承諾を得た場合に限る。

5 スケジュール（予定）

令和6年2月13日（火）	企画提案コンペ参加申込書受付開始
22日（木）（22日消印有効）	〃 申込締切
26日（月）	企画提案書受付開始
27日（火）16時（土日祝を除く。）	質問書の提出締切
29日（木）	質問に対する回答
3月8日（金）（8日消印有効）	企画提案書提出締切
3月中旬	企画コンペ審査
4月1日（月）	契約締結

6 応募

(1) 企画提案参加申込

① 募集期間

令和6年2月13日（火）～22日（木）（2月22日消印有効）

② 提出書類 企画提案参加申込書【様式第1号】 1部

③ 提出方法 企画提案参加申込書にご記入のうえ郵送にてお申込みください

(2) 企画提案書の受付

① 募集期間

令和6年2月26日（月）～3月8日（金）（3月8日消印有効）

② 提出書類

ア 企画提案書	【様式第2号】	正1部 副6部
イ 応募者概要	【様式第3号】	7部
ウ 企画提案書	【様式第4号】	7部
エ 経費概算見積書	【様式第5号】	7部
オ 誓約書	【様式第6号】	1部
カ 添付書類		各1部

(ア) 定款又は寄付行為

(イ) 履歴事項全部証明書（提出の日において発行から3か月以内のもの）

(ウ) 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業の活動内容がわかるもの

(エ) 尼崎市が発行する納税証明書（提出日において発行から3か月以内のもの）

③ 提出方法

企画提案参加申込書にご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

(2) 内容についての質問等

① 募集要項に関する質問

令和6年2月27日（火）16時（土日祝を除く。）までに、事務局に郵送、メール、ファックス等により届けること。また、電話により書類等の到着を確認すること。

② 質問に対する回答

令和6年2月29日（木）までにメール、ファックス等により全ての企画コンペ参加申込者へ回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

(3) その他

① 申請書等の作成及び提出に要する費用は、全て企画コンペ参加申込者の負担とする。

② 提出された申請書等は、本募集の審査のためにのみ使用する。

③ 提出された申請書等一式は、返却しない。

④ 提出された申請書は、原則非公開とする。ただし、申請書等について、公表の必要がある場合は、申請者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

関係者によるコンペ審査により以下の項目について審査し事業者を選定する。（コンペ開催の日時、場所等を別途連絡する。）

なお、参加申込者多数の場合は、コンペによる審査を実施する参加申込者を選定するための書面審査を実施する場合がある。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
①事業の内容	
ア コミュニティ構築	●コミュニティメディア・サロン運営方法 ●研修・セミナー、創業者育成内容、交流事業の実施計画
イ 施設管理	●情報発信の手法 ●施設・設備管理、防犯・情報管理の手法等
②事業の体制	●コミュニケーター、コンシェルジュ、IMの確保、配置や、関係機関、専門家等との連携による支援体制・内容 ●業務責任者 等
③所要経費	●経費見積の妥当性、収入確保の見込み 等
④団体の適格性	●同種又は類似業務の実績、財務状況 等

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

（ただし、審査経過や結果の内容等についての問い合わせには応じない）

8 委託契約の締結等

- (1) 機構は、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約条項は、機構が示す。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記 (1) により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを機構が確認したうえで支払う。
- (2) 上記に関わらず、事業の遂行上必要な場合は部分払いができるものとし、その金額は、機構において決定する。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、機構が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は機構に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、機構は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

12 連絡先・提出先

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通2-6-68

尼崎市中小企業センターアイル内

TEL : 06-6488-9534

FAX : 06-6499-9549

E-mail : matsuda@ama-in.or.jp

以上